

三島市立錦田中学校いじめ防止等のための基本的な方針

平成26年9月11日策定
最終改訂 令和6年9月26日

1 いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。起こった場所が学校の内外であるかを問わず、いじめか否かの判断はいじめを受けた児童等の立場に立って行うものとする。

これらのいじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。しかしながら、どの児童等にもどの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続的にいじめ防止等に取り組むことが重要である。（いじめ防止対策推進法より）

したがって、本校では、校長のリーダーシップのもと、いじめが起きず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更に再発防止に努めていくものである。そこで、本校全教職員は以下のいじめ問題についての基本的な認識をもつものとする。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくく、判断しにくい形で行われる。
- ④ いじめはいじめを受けた生徒側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の様態により犯罪行為として取り扱う場合もある。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑦ SNS等、インターネット上のいじめに対処するため、情報モラル研修を実施する。

特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等のための組織（いじめ問題対策委員会等）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認する。

2 いじめ防止のための対策

(1) いじめ問題に取り組むための組織

① 「いじめ対策委員会」

(ア) いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、関係教職員（担任、部活動顧問、教科担任等）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による「いじめ対策委員会」を設置する。定例の委員会は、年度当初、年度途中、年度末に開催し、必要に応じて臨時招集する。また、状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びスクールサポーターを含め、委員会を開催する。

(イ) 具体的な取り組み

- ・いじめ対策の体制整備及び取組、進捗状況の確認、定期検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発、研修の実施
- ・いじめの状況把握及び分析
- ・いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- ・いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った生徒に対する指導及び支援
- ・いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・三島市教育委員会の判断による重大事態の調査等
- ・その他いじめ防止に関わること

② 「生徒指導部会」

・校務分掌の生徒支援担当職員による生徒の情報交換を週1回行い、「いじめ対策委員会」に伝えると共に、取り上げるべき事案がある場合は招集を求める。

③ 「生徒指導情報交換」

・職員会議及び生徒指導研修の中で、全教職員で該当する生徒について、現状や指導についての情報の交換及び対応についての話し合いを行う。

④ 「錦田中学校地域いじめ対策委員会」

・いじめ防止に地域で取り組むため、学校やPTA会長、学校運営協議委員等による「錦田中学校地域いじめ対策委員会」を設置する。委員会は必要に応じて臨時招集する。

(2) いじめの未然防止のための取組

ア 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

(ア) 一人一人が活躍できる学習活動

- ・すべての生徒が授業に参加、活躍できる授業。教員一人一公開授業「自他の良さを尊重し自分の考えをわかりやすく伝え合う生徒の育成」実現に向けての研修に取り組む。
- ・規律正しい生活・・・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等

(イ) 「ひと・もの・こと」とつながる喜びを味わう特別活動

- ・地域の特色を生かした松並木清掃などの地域活動に参加することを通して、人

や自然、地域社会との関わりを豊かにする。

・生徒の主体的、自発的な活動を支える委員会活動の充実

イ いじめをさせない、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。

(ア) 人間関係づくり

・学級活動でピア・サポートを行うなど、より良い人間関係づくりを推進する。

・Q Uを実施し、人間関係を把握するとともにより良い人間関係づくりに努める。

(イ) 道徳授業の充実・・・体験活動と道徳の時間を関連付けた指導の充実を図る。

(ウ) 人権教育の着実な推進

・年間指導計画に基づいて全校体制で実施する。

・教師自らの人権感覚を高め、不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に気を付ける。

・差別、偏見、誹謗中傷の防止に向けて、学校全体で取り組む。

(エ) 情報モラル教育の推進

ウ 生徒の個に応じた支援をすすめる。

(ア) 別室対応

・個に応じた支援をしながら授業に取り組むことができる場を設定し、すべての生徒が前向きに学習に取り組める環境をつくる。

(イ) 多様性に配慮した環境整備

・トイレや更衣室など、生徒個々がもつ多様性に応じた配慮を実現できるよう、校内の環境整備について検討、できるものについて整備を進める。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

①いじめの早期発見に努める

(ア) 全ての教員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより小さな変化を見逃さない感覚を身に付ける。「生徒がいるところには、教員がいる。」ことを心掛ける。

(イ) 定期的実施する学年部会や生徒指導部会で気になる生徒の情報を共有し、複数の目で当該生徒を見守る。また、欠席が続く、または遅刻や欠席が多い生徒に対し、教員の初期対応について情報の共有を図る取組（電話や家庭訪問等）を実施する。

(ウ) 様子に変化が見られる生徒には、教員が積極的に働きかけを行い生徒が安心感を抱けるよう問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、教育相談やSC・SSWとの面談で当該生徒から悩み等を聞き、早期解決を図る。

(エ) 学校いじめ対策組織のもとで年3回の「学校生活に関するアンケート」と年3回の三者面談（教育相談含む）を実施し、子供のストレスの状況を確認するなど、日頃から生徒の心の状態や人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(オ) 実践的な態度を養う道徳教育の改善を推し進める。

②いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる

(ア) いじめ問題を発見したときには、学級担任、部活顧問等だけで抱え込むことな

く、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的な対応をする。

- (イ) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめを受けている生徒の心身の安全を最優先に考え、いじめを受けた生徒の視点に立った指導を徹底する。
- (ウ) 傍観者の立場にいる生徒たちにも、いじめをしているのと同様であるということを指導する。
- (エ) 学校内だけでなく、関係機関等と協力をして解決にあたる。
- (オ) いじめを受けた生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭等と連携を図りながら、指導を行う。
- (カ) いじめの取組記録の保管や引き継ぎを確実にを行う。
- (キ) いじめの事実確認や指導等対応を行うとともに、その結果を三島市教育委員会に月1回報告する。

③家庭や地域、関係機関と連携した取組を行う

- (ア) いじめ問題に対しては、早期発見・早期対応するために家庭との連携を密にしておく。実際にいじめが発生したときには、いつも以上に連絡を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- (イ) 「生徒指導部会」で、成長過程等における側面から情報共有を図る。
- (ウ) いじめを受けた生徒が、家庭や学校にはなかなか話すことができないような状況であれば、いじめ問題の相談窓口など、他の機関の利用も検討する。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（自殺の企図、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症等）や、相当の期間（年間30日間を目安とする）学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席している場合は、三島市教育委員会の指導・助言のもと、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、三島市教育委員会に速やかに報告し、早期にいじめに対応する。三島市教育委員会を通じて、その旨を三島市長に報告する。
- (2) 三島市教育委員会から調査主体と調査組織の判断を受ける。
 - ・学校が主体となる場合は、「いじめ対策委員会」が調査にあたる。ただし、必要に応じて、特別の利害関係を有しない第三者で当該重大事態の性質に応じて適切な専門家（SC、SSW、スクールサポーター）等が組織に加わり、当該調査の公平性・中立性を確保する。
 - ・学校主体の調査では十分な結果を得られない場合や、学校教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、三島市教育委員会の附属機関「三島市いじめ問題対策委員会」が調査にあたる。「いじめ対策委員会」はその調査に協力する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議

の上、速やかに調査する。

- (4) いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係等の必要な情報を適切に提供する。
- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法の経過報告であることが望ましい)する。
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。
 - ・調査に先立ち、得られた「学校生活に関するアンケート」結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象の在校生や保護者に説明する。
- (5) 調査結果を三島市教育委員会に報告する。尚、いじめを受けた生徒・保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

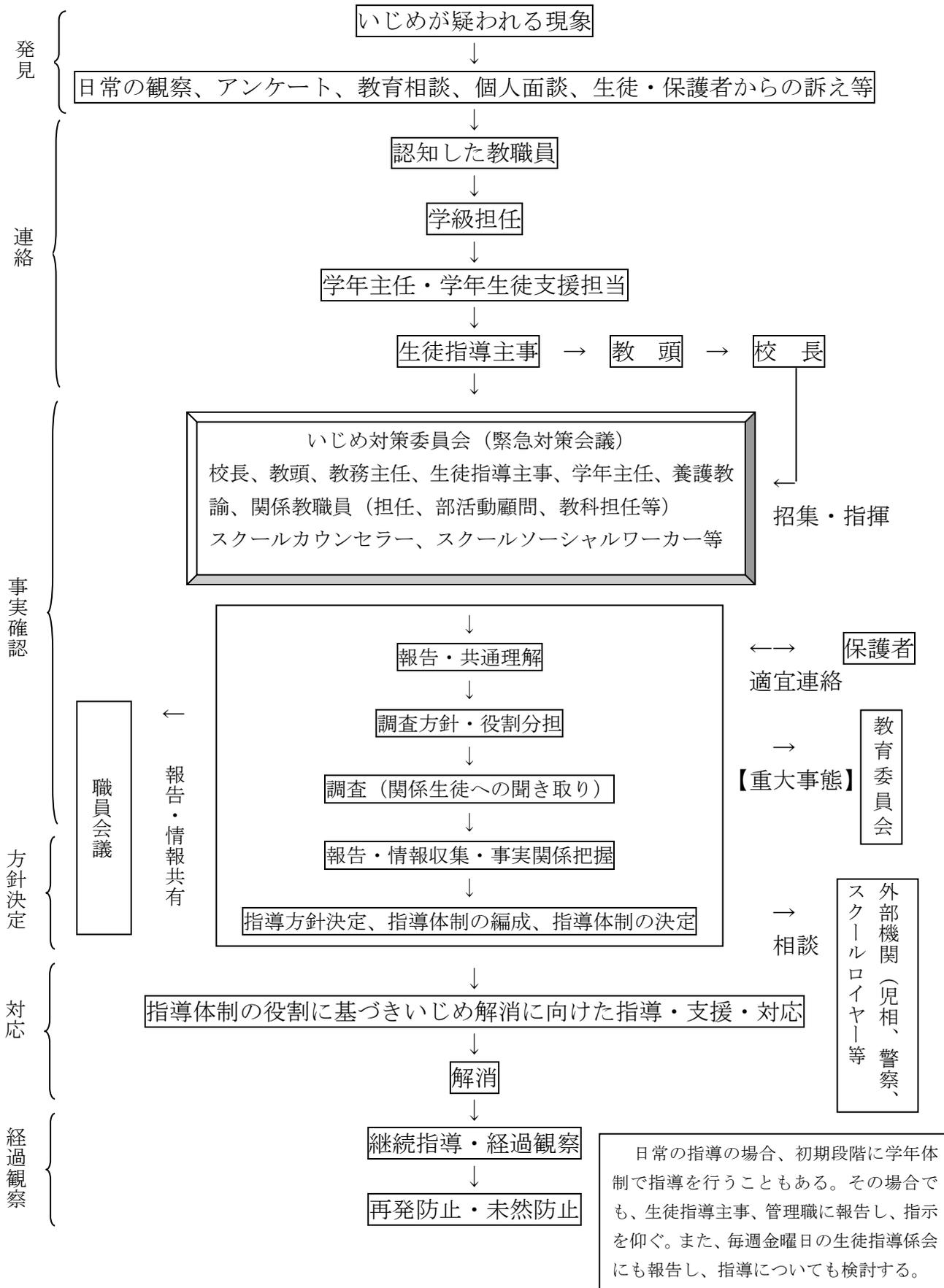
4 その他

(1) いじめ基本方針の取組評価

三島市学校自己評価「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」や本校学校評価の機会にアンケートを実施し、その結果を踏まえて、いじめ防止等対策の取組が適切に行われたかを検証する。

- (2) 基本方針策定に当たっては、保護者や地域の方々に意見を求めたり、生徒の意見を取り入れたりする。また、本校職員全員が意識や理解を共有する機会とする。
- (3) 錦田中学校いじめ対策の年間計画（別添1）
- (4) 関係機関と相談窓口（別添2）

<資料 1> いじめ対応の流れ (三島市立錦田中学校)



錦田中学校いじめ対策の年間基本計画

月	担当	取組内容
4	いじめ対策委員会 生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策等基本方針の検討 ・第1回生徒指導研修会 4月2日(火) ・関係機関担当者の把握
5	生徒会 全職員 生徒指導部会	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒集会(ピア・サポート活動の実施) ・生活アンケート検討 ・第1回生活アンケート実施 5月24日(金)・31日(金) → 集計と対策 → 対応
6	担任・生徒指導部 生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談実施 ・第1回三島市いじめ問題対策連絡協議会 6月20日(木)
7	生徒指導部会 生徒指導主事 いじめ対策委員会 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前までの取組の反省と今後 ・三島市「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」 ・第1回校内いじめ対策検討委員会 7月5日(金) ・三者面談 7月12日(金)～18日(木)
9	全職員	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回生徒指導研修会 9月5日(木)
10	担任・生徒指導部 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・桜風祭を通して充実感、達成感を持たせ、自己肯定感を高める ・三者面談 10月7日(月)～11日(金)
11	生徒指導主事 担任・生徒指導部 いじめ対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回生活アンケート実施 11月18日(月) → 集計と対策 → 対応 ・教育相談実施 ・第2回校内いじめ対策検討委員会 11月29日(金)
12	生徒指導部会 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業前までの取組の反省と今後 ・三者面談 12月17日(火)～20日(金)
1	教務主任 生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価 ・入学説明会での新入生対象の生徒指導講話 (期日未定)
2	担任・生徒指導部 生徒会 いじめ対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・第3回生活アンケート実施 2月7日(金) → 集計と対策 → 対応 ・第3回校内いじめ対策検討委員会 2月28日(金) ・今年度の取組の反省と次年度への検討と修正
3	担任	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度への引き継ぎ

定期的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・常設の教育相談 ・道徳教育の充実 ・ピア・サポート活動の充実 ・生徒の一日の振り返りや学校生活向上のための話し合い（生徒会・学級活動） ・生徒指導係会（毎週金曜日第2校時）での報告・指導方針決定 ・生徒指導部会での情報交換・集約 ・職員会議での生徒についての情報交換 ・月例報告（問題行動・不登校・いじめ）
--------	---

別紙 関係機関と窓口

【関係機関】

三島市教育委員会	055-983-2671
----------	--------------

【相談窓口】

24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	いじめやその他のSOSに関する相談	0120-0-78310
子どもの人権110番（法務省）	いじめ、体罰、不登校、虐待といった子どもをめぐる人権問題に関する相談	0120-007-110
三島市いじめ電話相談（三島市小・中学校）	いじめ等の悩みに関する相談	055-976-0110
三島市こども未来課 こども家庭センター	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-983-2713
三島市青少年相談室	主に小中学生の不登校など青少年問題に関する相談	055-983-0886
三島警察署生活安全課	非行、不良行為、犯罪等の被害その他少年の健全育成に関する相談	055-981-0110
東部児童相談所	児童虐待・家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談	055-920-2085
ハロー電話 「ともしび」	子どもや保護者の悩み相談	055-931-8686
子ども・家庭110番	子育ての悩みに関する相談	055-924-4152
静岡地方法務局沼津支局	子どもの人権問題についての相談	055-923-1201
こころの電話（東部健康福祉センター）	精神保健に関する複雑困難な事例に対する相談指導、思春期保健に関する相談指導等	055-922-5562
児童相談所虐待対応ダイヤル	虐待かもと思った時などに、すぐに通告・相談	189

【「いじめ・暴力」相談メールコーナー】

ホームページ	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ijime/
携帯サイト	http://www.pref.shizuoka.jp/m/ijime/

【命を守る相談】（厚生労働省のHPから）

#いのちSOS（一般社団法人社会的相談サポートセンター）	「死にたい」「消えたい」「生きることに疲れた」と思った時に相談	0120-061-338
いのちの電話（一般社団法人日本のいのち電話連盟）	生きていることに疲れたら	0120-783-556

平成26年9月11日策定
令和6年9月26日改正